

町で受け付けできるのは、**簡易な申告のみ**です。

<以下に該当する方は、最寄りの税務署で所得税の確定申告を行ってください。町県民税申告では対応できません。>

- ・青色申告をされる方
- ・分離課税所得(土地・建物の譲渡※、株式の譲渡・配当、山林所得、退職所得等)を申告される方

※住民税申告では、国・県・町等への収用関係のみ受け付けます。

- ・先物取引、外国為替取引、暗号資産等の所得 又は 株式譲渡の損失繰越がある方
- ・住宅借入金等特別控除のうち適用初年度の方
- ・地震等の自然災害による雑損控除がある方
- ・過年度(令和6年分以前)の申告をされる方
- ・準確定申告(亡くなられた方の所得に関する申告)をされる方
- ・消費税の申告
- ・その他、高度な判断を要する申告